

第48号議案

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例（令和2年ふじみ野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 文化施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、文化施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第16条第2項中「第12条ただし書」を「第12条第1号」に、「第15条」を「前条」に、「と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条の規定は、令和5年8月1日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。